

○令和5年度補正予算等に係る農村振興局所管事業の執行における
入札・契約手続等の円滑な実施について

令和5年12月11日 5農振第2185号
農林水産省農村振興局長から各地方農政局長あて

令和5年度補正予算等の執行について、「令和5年度補正予算等の執行に係る工事の入札・契約手続等の円滑な実施について」（令和5年12月5日付け5予第1751号大臣官房参事官（経理）通知）が通知されたところである。

農村振興局所管事業においては、地域における公共工事の品質確保やその担い手の中長期的な確保・育成に配慮しつつ、迅速かつ着実な執行のため、その取扱いを下記のとおり定めたので、適切に対応するとともに、国営事業（務）所に対して周知願いたい。

なお、貴管下都府県に対しては、貴職から参考までに送付し、その際、関係市町村等に対する送付についても依頼をされたい。

記

1 入札・契約手続の効率化等

入札・契約手続の実施に当たっては、「令和5年度農村振興局所管公共事業等の施行について」（令和5年3月31日付け4農振第3595号農林水産省農村振興局長通知）に記載するもののほか、次の（1）から（4）までの事項に留意し、手続の効率化等に努めること。

- （1）総合評価落札方式における提出資料の簡素化等
- （2）入札手続期間の短縮
- （3）一括審査方式の活用
- （4）概算数量発注方式等の活用

なお、発注事務を進める段階において入札不調が想定される工事については、見積活用方式を積極的に導入するとともに、指名競争入札方式による実施も検討すること。

2 適切な工事等の発注

工事等の実施に当たっては、次の（1）から（6）までの事項に留意して建設現場における生産性の向上を図り、長時間労働の是正及び週休2日の確保等の建設業における働き方改革の推進に努めること。

（1）現場条件の明示の徹底及び適切な設計変更等

設計図書への現場条件の明示を徹底すること。材料や燃料費の高騰、納期の長期化等が見られる場合には、最新の取引価格を反映した適正な請負代金を設定するとともに、納期の実態を踏まえた適正な工期を確保するなど、契約変更（いわゆるスライド条項による変更を含む）を含めて適切に対応すること。

（2）適切な工期の設定等

ア 工事については、早期発注に努め、休日等の不稼働日や準備期間等を考慮した適切な工期を設定し、工事着手前に技術者や資機材の確保等の準備を行うための余裕期間制度の積極的な活用を図るとともに準備期間を見込む等、適切な工期とすること。また、業務についても、業務成果の活用時期・優先性などを勘案した業務内容に基づき適切な工期を設定すること。

イ 現場条件等に応じてプレキャスト製品の活用等、適切な工期及び品質を確保する観点から合理的な工法を検討すること。

ウ 現場条件に応じてICTを活用した情報化施工を積極的に推進すること。

エ 円滑な施工の確保を図るため、受注者と工事工程を共有し、適切な工期の確保に努めること。

オ 工事・業務を実施するに当たり、やむを得ない事由により当該年度内に完了しない場合には、財務局等に相談・協議の上、円滑に繰越手続の対応をとること。

カ 円滑な事業実施のための国庫債務負担行為（事業加速円滑化国債）を適切に活用すること。

（３）発注見通しの速やかな公表の徹底

令和５年度補正予算による工事及び建設コンサルタント業務等に係る発注の見通しについて、円滑な事業執行の観点も踏まえ、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく入札及び契約に関する情報等の公表について」（平成13年４月27日付け13経第172号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、速やかに公表することを徹底すること。

（４）発注者間の連携体制の強化等

発注者間の協力体制については、建設業者における計画的な技術者の配置や円滑な資機材の調達を図るため、発注見通しを統合して公表する等、一層の連携に努め、発注者共通の課題への対応や各種施策の推進を図ること。

（５）適切な規模での発注

地域企業の活用に配慮しつつ、工事の発注量や労務の受給に係る状況等から技術者や技能労働者の不足が懸念される地域では、複数の工区をまとめた発注ロットの大型化による技術者・技能労働者の効率的活用を図る等、適切な規模での発注に努めること。なお、中小建設業者等の受注機会の確保を図るため、政府調達協定の対象工事を除く大規模な工事のうち、工事難易度が低いものについては、上位等級工事への参入の拡大等を積極的に推進すること。

（６）災害復旧工事における適切な入札契約方式の適用

早期かつ確実な施工が可能な者を短期間で選定することが求められる災害復旧工事においては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第７条第１項第３号、「発注関係事務の運用に関する指針」（公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申し合わせ。令和２年１月30日改正）に基づき、工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、最適な契約相手を選定できるよう、適切な入札契約方式を適用するとともに、実態を踏まえた積算や発注関係事務の負担軽減等、被災の状況や地域の実情を踏まえた必要な措置を講ずること。